

回覧

令和5年度 島末たすけあい事業年越し支援金について

今年も島末たすけあい運動で町民の皆様からお寄せいただいた募金を、在宅の高齢者世帯・準要保護世帯等・ひとり親世帯・低所得世帯へ配分いたします。

支援金を希望される方は、長柄町社会福祉協議会へ申請してください。

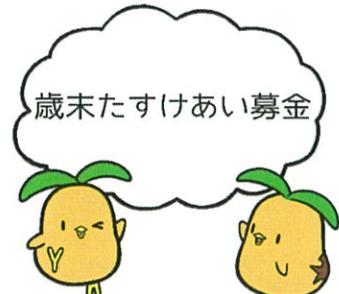
対象世帯		注意事項
① 独居高齢者世帯 (令和5年12月31日時点で満85歳以上(★1)の方)		■世帯分離・二世帯住宅・離れ住宅は同一世帯として扱います。
② 満65歳以上(★2)のみの高齢者世帯であり、かつ満85歳以上(★1)の方がいる世帯 (家族全員が住民税非課税世帯)		■②、③、④の世帯の方は世帯員全員が住民税非課税であることが条件となります。
③ 準要保護世帯または、ひとり親世帯(中学3年生までの子どもを養育している世帯) (家族全員が住民税非課税世帯)		■住民税非課税証明書の添付は必要ありません。ただし、社会福祉協議会が長柄町へ申請内容と課税状況等を確認することに同意していただきます。
④ 低所得世帯 (家族全員が住民税非課税世帯)		■令和5年1月1日以降に長柄町に転入された世帯は、転入前の自治体で非課税証明書を取得し、申請書と一緒に提出してください。

(★1)満85歳以上の方:昭和13年12月31日以前生まれの方

(★2)満65歳以上の方:昭和33年12月31日以前生まれの方

«対象とならない世帯(方)»

- ・生活保護を受けている世帯(方)
- ・申請時に施設入所中の方や入院中の方
- ・配分時に申請時と家庭環境が変わった方や在宅で生活されていない方



©千葉県共同募金会マスコットキャラクター びわぴよ

«申請受付期間» 令和5年10月2日(月)～令和5年10月31日(火)

«申請書提出先» 長柄町社会福祉協議会(長柄町福祉センター)

※受付期間を過ぎた場合、申請書は受理できませんのでご注意ください。(郵送の場合は消印有効)

・申請書等確認の結果、対象とならない場合もあります。

・金額は、募金額・申請数により決定します。(1世帯あたり5,000円を上限とします。)

・配分決定した世帯には、12月下旬に年越し支援金として民生委員児童委員または社会福祉協議会から配分します。

・申請書に記載された個人情報や添付書類は、本事業の目的以外には使用いたしません。

問い合わせ先 長柄町社会福祉協議会 30-7200
(月～金 8:30～17:15)